

## 「座間市個人情報保護条例の一部改正（素案）」について

### 1 改正理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が改正され、平成29年5月30日に施行されました。

これは、すでに改正されていた個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正内容を踏まえたもので、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備、非識別加工情報に関する規定の整備等に関する改正が行われました。

また、改正行政機関個人情報保護法の施行を前に総務省は、「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」（平成29年5月19日付総行情第33号総務省大臣官房地域力創造審議官通知）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として発出し、地方自治体における個人情報保護条例についても行政機関個人情報保護法の改正趣旨に合わせた改正を求めています。

以上のことから、本市においても座間市個人情報保護条例（平成16年座間市条例第18号。以下「条例」という。）に関する所要の見直しを行うものです。

### 2 改正を行う事項

#### (1) 個人情報の定義

行政機関個人情報保護法の改正では、個人情報の定義に個人識別符号が追加されました。個人識別符号とは、次のいずれかをいいます。

- 身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号  
DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋、掌紋等を電子計算機の用に供するために変換した符号
- 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号  
旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等

本市では、条例の運用において、行政機関個人情報保護法の改正前からこれらの情報を個人情報として取り扱ってきました。

今回の行政機関個人情報保護法の改正を踏まえ、本市においても個人識別符号を条例の定義に追加します。

#### (2) 取扱いを制限する情報

行政機関個人情報保護法の改正では、人種、信条、社会的身分、病歴、前科前歴、犯罪被害情報、政令で定める記述（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病による障害、健康診断の結果等）を機微情報（センシティブ情報）に当たるとして、「要配慮

個人情報」として定義しました。

本市の条例では、思想、信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴、社会的身分を、取扱いを制限する情報として、法令の規定がある場合又は審査会の意見を聴いた上で必要がある場合に取り扱うことができることとしています。

この取扱いを制限する情報について、行政機関個人情報保護法の要配慮個人情報と同様の定義とすることとします。

### (3) オンライン結合による個人情報の提供

行政機関個人情報保護法では、オンライン結合による個人情報の提供について、制限を設けていません。

一方、条例では、オンライン結合によって個人情報を提供しようとする場合には、法令等の規定がある場合であっても審査会の意見を聴かなければならないこととなっています。

法令の規定がある場合等、審査会に判断の余地がない場合については諮問から除外することとします。

## 3 改正を行わない事項

### (1) 死者に関する情報の取扱い

行政機関個人情報保護法では個人情報を「生存する個人に関する情報」としていますが、本市の条例ではこの定義をしていないため、死者に関する情報についても個人情報として取り扱っています。

自治体の業務において、死者に関する情報を個人情報に含めないこととするのは、様々な支障が想定されるため、これまでどおりの定義とします。

### (2) 非識別加工情報の提供の仕組みの規定

行政機関個人情報保護法の改正は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行を受けたものです。

この法律名が示すとおり、個人情報を活用する仕組みとして「非識別加工情報」の民間事業者への提供の仕組みが新設されました。

非識別加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものです。

行政機関個人情報保護法では、この非識別加工情報を、次の方法により民間事業者に提供します。

① 「個人情報ファイル簿」（個人情報を事務ごとではなく、ファイルごとにリスト化したもの。一般的に個人情報取扱事務登録簿より詳細なものとなる。）の公表

- ② 非識別加工情報の利用に関する公募
- ③ 個人情報ファイル簿を確認した民間事業者の提案
- ④ 提案に基づく審査（審査会による調査、審議等を含む。）
- ⑤ 提案のあった民間事業者との利用契約の締結
- ⑥ 加工に要した手数料の算定
- ⑦ 非識別加工情報の提供

このように複雑な仕組みであるため実施機関内での制度設計や教育に一定程度の期間を要することに加え、現状では民間事業者のニーズを把握できないこと等から、他の自治体の改正の動向を注視しながら、検討を継続していきます。

なお、国の規制改革推進会議における「規制改革推進に関する第1次答申」（平成29年5月23日）において、非識別加工情報の自治体における制度導入について、国に対して次のような答申がなされているため、国の動向にも注視し、適切に対応していきます。

- ・ 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、整合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。
- ・ 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。
- ・ 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについて公的な事前相談窓口を設ける。

### (3) 目的規定の変更

行政機関個人情報保護法の改正では、非識別加工情報の提供の仕組みを導入することに伴い、目的規定を変更していますが、上述のとおり、本市の条例改正においては非識別加工情報の提供の仕組みの導入を見送ることから、目的規定の変更も行いません。

**【参考】**

条例

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、市政に対する市民の理解及び個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

## 行政機関個人情報保護法

(目的)

第1条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 4 今後のスケジュール

平成30年 2月 市議会への提案

平成30年 4月 施行